



地域共生型の太陽光発電設備の導入促進事業

設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業

※動画作成時の情報であり、公募時には変更となる可能性がありますので、最新情報は執行団体HP等にてご確認ください



1. 事業の目的・概要
2. 公募する事業の対象
3. 補助内容の概要
4. 事業実施のスケジュール
5. 応募時の注意事項



地域の再エネポテンシャルの活用に向けて、新たな手法による自家消費型・地域共生型の再エネ導入を促進します。

1. 事業目的

- 再エネポテンシャルを有効活用するため、地域との共生を前提とした上で、設置場所の特性に応じた太陽光発電設備の導入・価格低減を促進する。

2. 事業内容

① 地域共生型の太陽光発電設備の導入促進事業（補助率1/2）

生物多様性等の自然環境にも配慮し、営農地・水面等を活用した太陽光発電について、コスト要件（※）を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。

② 建物等における太陽光発電の新たな設置手法活用事業（補助額 8 万円/kW）

駐車場を活用した太陽光発電設備（ソーラーカーポート等）及び充電設備について、設備等導入の支援を行う。

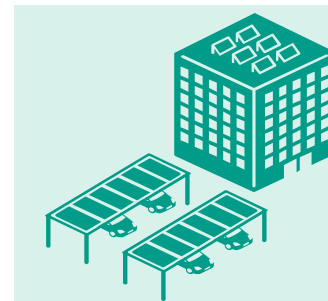
③ 窓、壁等と一体となった太陽光発電の導入加速化支援事業（補助率3/5、1/2）

住宅・建築物の再エネポテンシャルを最大限引き出し、太陽光発電設備の導入を促進するため、窓、壁等の建材と一体型の太陽光発電設備の導入を支援する。

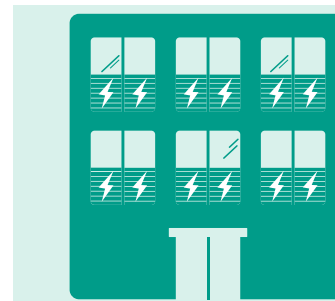
3. 事業スキーム

- 事業形態 ①～③間接補助事業（1/2、3/5、定額）
- 補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 ①②③ 令和6年度～令和11年度

4. 事業イメージ



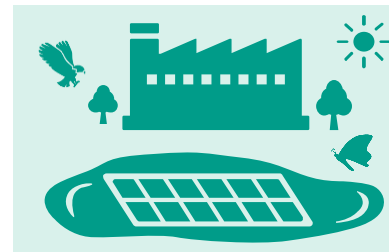
駐車場太陽光（ソーラーカーポート）



建材一体型太陽光



営農型太陽光（ソーラーシェアリング）



水面型太陽光

※①コスト要件

本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果を踏まえて設定した値を下回るものに限る。

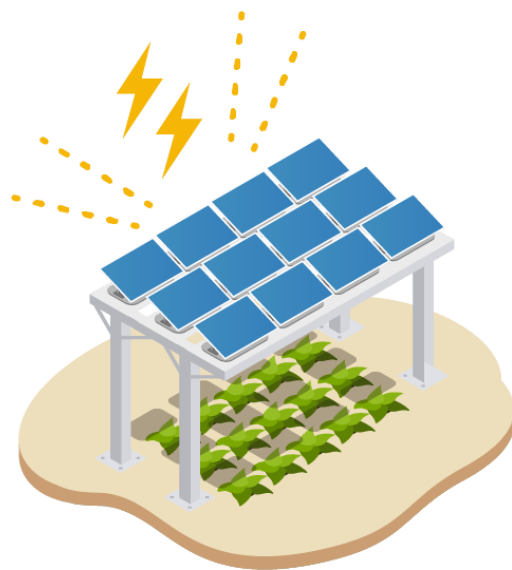
2. 公募する事業の対象

- 本事業は、**営農地・水面**を活用した太陽光発電設備の導入を行う事業を補助の対象とします。

対象事業

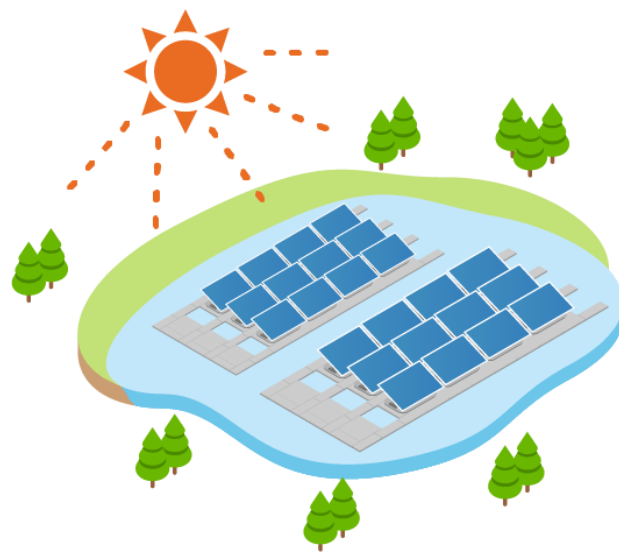
営農地を活用した太陽光発電設備の導入

- ・ 営農地：農業の生産活動に係る適切な事業計画が確保される農地



水面を活用した太陽光発電設備の導入

- ・ 水面：農業用ため池、貯水池、調整池等



2. 公募する事業の対象

- 本事業で導入する太陽光発電設備が発電した電力の供給先は、以下のいずれかである必要があります。なお、供給先によって、接続可能な送電線や余剰電力の活用要件が異なります。

電力の供給先※1

接続可能な送電線

余剰電力の活用要件

自営線

系統線

他施設への供給

売電

① 当該発電設備と
同一敷地内の施設

—

—



② 当該発電設備から
自営線供給が可能な施設



※4

③ 農林漁業関連施設※2



④ 地方公共団体の施設※3

※1: 令和7年度事業より、水面型事業の供給先として「地域防災計画により災害時に避難施設等に位置づけられる施設」が新たに認められます
災害時の避難施設としての機能を有し、蓄電池を設置することを条件に、平時の系統線接続が可能となります

※2: 農業者、林業者若しくは漁業者又はこれらの者の組織する団体が所有又は管理する施設

※3: 当該設備を設置する都道府県と同一の都道府県に所在する施設

※4: 通常時①、②に電力供給を行う事業に限り、自営線を用いて、余剰電力を該当施設以外へ供給することが認められます

3. 補助内容の概要

- 本事業は、以下の設備導入に直接必要な**工事費**、**設備費**、**業務費**、及び**事務費**を補助の対象とします。

補助対象	補助率	補助上限額	補助事業期間
a 太陽光発電設備※1	1/2	1.5億円	1年 ※2
b 定置用蓄電池（業務・産業用、家庭用）			
c 自営線			
d エネルギーマネジメントシステム（EMS）			
e 受変電設備			
f その他執行団体等が適当と認める設備			

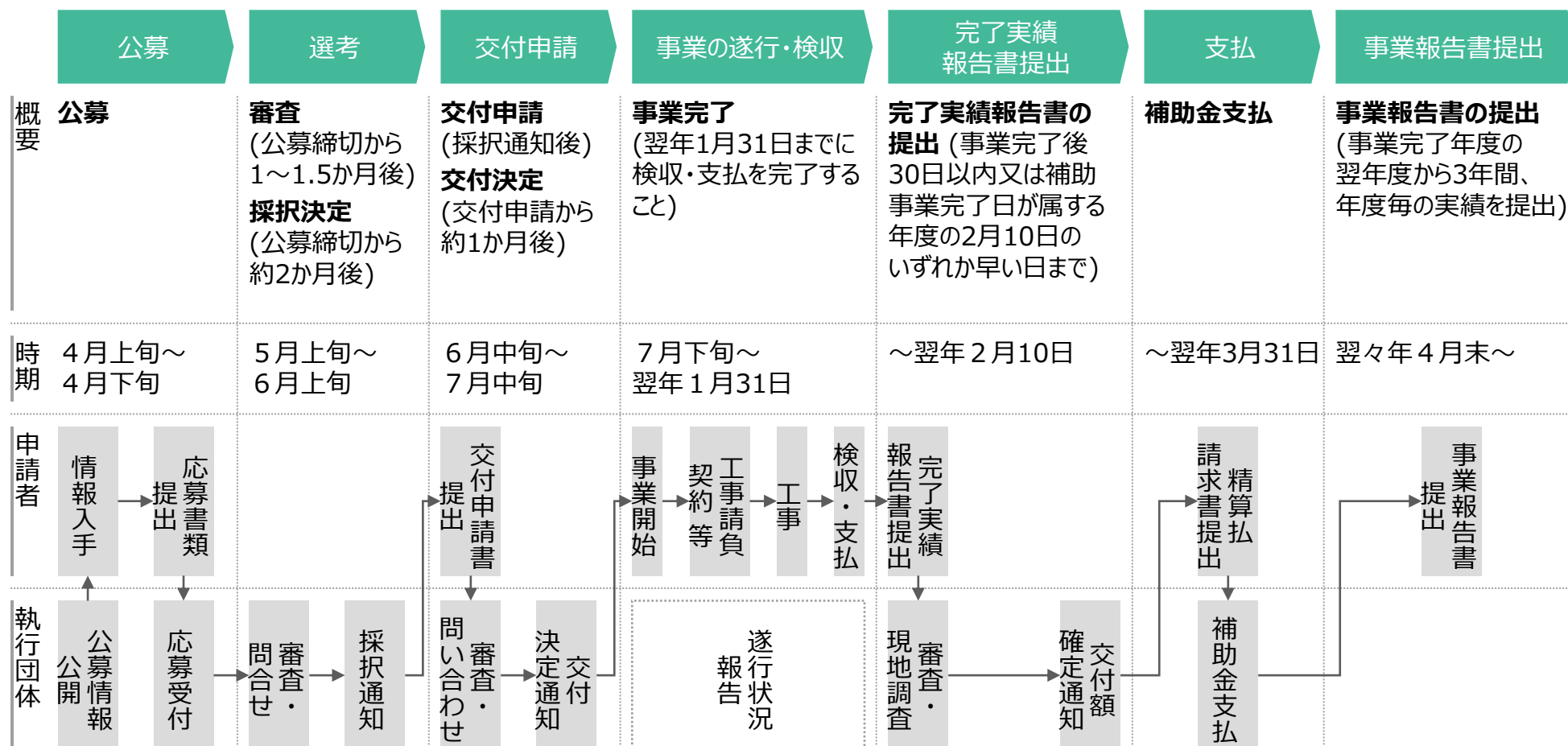
※1： 営農型事業： 太陽光発電モジュール、架台、基礎、接続箱、パワーコンディショナ、配線等

水面型事業： 太陽光発電モジュール、架台、フロート、ブリッジ、接続箱、パワーコンディショナ、配線、池底基礎 等

※2： 水面型事業において、PCS出力1MW以上の太陽光発電設備を導入する場合、年度ごとの計画書と経費内訳の提出を条件に、事業期間を最長2年度以内とすることが可能です

4. 事業実施のスケジュール

■ 大まかな事業の流れは、以下になります。



5. 応募時の注意事項

- 営農地を活用した太陽光発電設備の導入促進事業について、補助対象事業や農地転用許可等に関するお問合せが増えております。以下の事項に加え、公募要領の対象箇所やQ&A集もご確認ください。

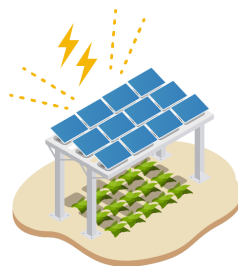
営農地を活用した太陽光発電設備等の導入を行う事業

補助対象事業 について

本事業では、**営農地（農業の生産活動に係る適切な事業計画が確保される農地）の上部**に太陽光発電設備を設置する事業を補助対象とします

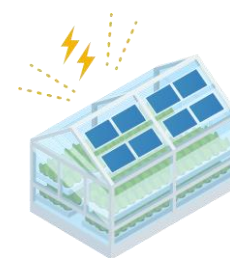
○ 補助対象

営農地上部への
設備設置



✕ 補助対象外

ビニールハウス等
園芸用施設への設置



農地転用許可 の取得について

補助金の交付を受けるためには、**交付申請時には、農地の一次転用許可を取得済みであることが必要**なため、計画的な許可申請を行ってください

応募主体 について

本事業については、法人だけでなく、**個人・個人事業主（農林水産事業者）**の応募が可能です

5. 応募時の注意事項

- 水面を活用した太陽光発電設備の導入促進事業では、本年度より補助対象事業が拡大します。また、環境調査に関するお問い合わせが増えております。以下の事項に加え、公募要領の対象箇所やQ&A集もご確認ください。

水面を活用した太陽光発電設備等の導入を行う事業

補助対象 事業の拡大

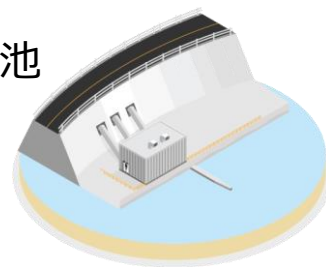
前身事業の補助対象であった**農業用ため池**に加え、令和7年度事業では、**貯水池、調整池等**への設備設置も新たに補助対象となります

令和7年度事業

貯水池



調整池



等

前身事業

農業用
ため池



環境調査の 実施

地域によっては、**水面の生物や水質、生活環境、景観への影響等に関する調査**が求められる場合があります。**交付決定日以降の環境調査は、業務費として補助対象**となります

5. 応募時の注意事項

- 営農地・水面を活用した太陽光発電設備の導入促進事業について、電力供給先や説明会の実施等に関するお問い合わせが増えております。以下の事項に加え、公募要領の対象箇所やQ&A集もご確認ください。

営農地・水面を活用した太陽光発電設備等の導入を行う事業

地方公共団体施設 への電力供給

以下いずれかの条件を満たす場合のみ応募申請が可能です

- 設備の法定耐用年数である**17年間にわたる電力供給を確約**できる
- **自治体出資の小売電力事業者が電力供給を担う**

農林漁業関連施設の 定義

農林漁業関連施設とは、**農業者、林業者、漁業者、またはこれらの方々が組織する団体が所有または管理する施設**を指します

- 法人の一部門で農林水産業を行っていても農業者等には該当しない場合があるため、ご注意ください

説明会・事前周知 措置の実施

本事業を進めるにあたっては、再エネ特措法に基づく「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」を遵守し、工事の着工までに**説明会又は事前周知措置**を実施してください

